

## はじめに

国連は、「人権教育のための国連10年（1995－2004）」を引き継ぎ、世界的規模でさらに人権教育を推進するため、「人権教育のための世界計画」を2005年から開始しました。この世界計画の第一段階（2005－2007）では、初等中等教育における人権教育に焦点を当てることとされています。

わが国においても、「日本国憲法」をはじめ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づき、人権に関する各般の施策が講じられてきました。また、本年1月には、文部科学省から「人権教育の指導方法等の在り方について（第二次とりまとめ）」が公表されています。

和歌山県教育委員会では、こうした世界や国内の人権を取り巻く情勢を踏まえ、「和歌山県人権教育基本方針」に基づき、人権教育の推進に取り組んでいるところです。

このたび、同基本方針の具現化を図るために、編集委員会で議論を重ね、各学校において人権教育に取り組む際の参考となるよう、指導計画立案の方法や学習活動例などを作成し提案することとしました。人権教育を行う上で、様々な人との「対話」を通じて学びを深めることが大切であるとの考えから、本資料を「対話ですすめる人権学習」と名付けました。

これまで刊行してきました資料集と併せて活用され、人権教育の推進に取り組まれることを期待しています。

最後に、本資料の作成にあたり、ご協力いただきました関係者各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

和歌山県教育委員会



# CONTENTS

- 1 はじめに
- 3 活用にあたって

## 第 I 章

### 9 指導計画

- 10 ■ 1 全体計画
- 13 ■ 2 年間指導計画
- 15 ■ 3 指導計画を立てる際の参考例
- 21 ■ 4 取り組みの点検・評価
- 23 ■ 5 人権教育をすすめるにあたって

## 第 II 章

### 29 学習活動例

- 30 ■ 1 学習活動を進めるために
- 36 ■ 2 テーマ学習編
  - 38 ● 小学校低学年 交流からつながろう
  - 48 ● 小学校中学年 出会い 発見 参加
  - 60 ● 小学校高学年 みつめよう ひと まち 暮らし
  - 74 ● 中学校 豊かな生き方を求めて
  - 88 ● 高等学校 高校生が企画する人権学習をめざして
- 107 ■ 3 参考となる学習活動
  - 107 (1) コミュニケーション編
  - 117 (2) 違いを豊かさに編
  - 127 (3) 人権基準を学ぶ編
- 134 世界人権宣言とは

## 第 III 章

### 135 参考資料

- 136 和歌山県人権教育基本方針とその説明
- 140 子どもの権利条約カード
- 142 参考文献

# 活用にあたって



## 基本的な考え方

本資料において、「学習プラン」とは、人権教育の全体計画、年間指導計画及び一連の系統だった学習活動を意味することとしています。

### 1 人権教育の意義・目的

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており(同法第3条)、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進される。  
【人権教育・啓発に関する基本計画】

こうした人権教育の基本計画を踏まえ、より具体的な目標を設定するとともに、それを実現するための基本的な考え方を「和歌山県人権教育基本方針」(以下「基本方針」という。)として示しました。

「基本方針」の第1項「目的」に、人権教育で育みたい力を(1)～(3)に具体的にまとめています。

#### 目的

すべての人の尊厳が守られ、自己実現が図られるよう、人権及び人権問題について理解を深め、人権が尊重される社会を築くための力を身につける。

- (1) 自分自身が価値ある大切な存在であるという感情を養うとともに、公正や公平を重んじ、他の人と共によりよく生きようとする態度をはぐくむ。
- (2) 人権の意義・内容やその重要性について、理性及び感性の両面から理解を深めるとともに、自らの権利の行使とそれに伴う責任を自覚し、具体的な人権課題について学習することをとおして、人権問題の解決に取り組もうとする態度をはぐくむ。
- (3) 多様な文化や個人の価値観等を尊重し、伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力を高め、社会に参加する中で、多くの人と合意を形成し、問題の解決に取り組むための能力を身につける。

【和歌山県人権教育基本方針】

#### (1) 基礎となる力のはぐくみ

- ・自分自身が価値ある大切な存在であるという感情
- ・公正や公平を重んじる態度
- ・他の人と共によりよく生きようとする態度

#### (2) 人権の学びから

- ・人権の意義・内容やその重要性の理解
- ・自らの権利の行使とそれに伴う責任の自覚
- ・具体的な人権課題の理解

人権問題の解決に取り組もうとする態度

#### (3) 行動に向けて

- ・多様な文化や個人の価値観等の尊重
- ・伝え合い分かり合うためのコミュニケーションの能力
- ・社会に参加する中で、多くの人と合意を形成する能力

問題の解決に取り組むための能力

こうした目的を達成するため、本学習プランでは、次の3点を大切にしたいと考えています。

## 1 一人一人の学びと成長を土台とすること

人権教育は、個人の学びと成長を土台とします。自分自身を大切に思うとともに、他者の尊厳をも尊重したいと思う気持ち、公正や公平を求めようという姿勢や態度があるからこそ、侵害を受けた人に共感し、その解決に取り組むことができるようになるのです。

セルフエスティーム(自己尊重の感情)を育むと同時に、自由、平等、寛容、正義、真実と理性の尊重、非暴力、公正な手続きなどの価値を尊重する姿勢を一人一人の内面に根づかせ、こうした価値に基づいて物事を判断し、お互いを尊重しながら協力し合って生きていこうとする態度を育むことは、「人権教育の基礎」となる取り組みです。

## 2 権利の主体としての意識を育むこと

「人権とは何か」、「自分自身がどのような権利を持っているか」を正しく理解する必要があります。日本国憲法をはじめ、条約や法などに記された「人権基準」<sup>\*</sup>を学び、自分自身の具体的な権利を知ることで、人権侵害を受けた場合、それに気づき、回復を求めて行動することができるようになります。知識とともに自分や他の人々の権利を守る手段や方法を学び、それを実践しようとする「権利の主体としての意識」を育むことが大切です。

なお、普遍的であるとされている諸々の権利は、人々が長い歴史の中でその必要性を痛感し、訴え、合意を得て、人権として認められるようになってきました。このように、人権は、社会的に合意されたことですから、それが侵害されたならば回復を求めるのは私たちの「権利」である一方、自分自身も、その実現のために努力する「責任」があります。

## 3 社会の中で問題を解決すること

人権教育は、学習そのものが目的ではなく、様々な人権侵害をなくしていくために行われるものであり、多様な価値観や文化を認め合い、よりよい社会を築いていくことに結びつけていく必要があります。したがって、個人的な成長や身近な人との関係づくりからはじめ、より広く社会に問題を提起し、多くの人々と協働して問題解決に取り組むことが大切です。

一人で解決できる問題は限られています。まわりの人々と良き人間関係を築き、合意を形成し、集団で働きかけることができるようになります。そのためには、問題の分析方法、コミュニケーションやキャンペーンのスキル、法や社会制度についての知識などを総合的に身につける必要があります。

「基本方針」に掲げた資質や能力は、①知識的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面からとらえることができます。例えば、人権基準を学ぶときは「知識理解的な学び」に重きをおき、コミュニケーションの手法を学ぶときは、「技能の習得」に重きをおくことがあります。しかし、知識や技能は、切り離されて存在するものではありません。人権基準を学ぶことによって「自分も他人も大切にしよう」という価値観や態度を育むことにつながりますし、他人と協力していこうする態度があつてこそ、コミュニケーションの技能が生きてきます。①～③を意識しながら、バランスよく身につけさせるよう留意してください。

詳しくは、次ページの概念図(人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ])を参考にしてください。

<sup>\*</sup>「人権基準」:日本国憲法や国際人権規約、世界人権宣言などに書かれている、一つ一つの具体的な人権のこと。



# 「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度  
(以下の「人権に関する知的理解」と「人権感覚」が必要)

人権に関する知的理解  
以下の知識的側面からなる

人権感覚  
以下の価値的・態度的側面と  
技能的側面からなる

関連

## 知識的側面

- ・自由、責任、正義、平等、尊厳
- ・権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念
- ・人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識
- ・憲法や関係する国内法、又は「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
- ・自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- ・人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等々

関連

## 価値的・態度的側面

- ・人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚
- ・自己についての肯定的態度
- ・自他の価値を尊重しようとする意志・態度
- ・多様性への開かれた心と肯定的評価
- ・正義、自由、平等などの実現という理想に向かって活動する意欲
- ・人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲
- ・人権の観点からの自己自身の行為への責任感
- ・社会の発達に主体的に関与しようとする態度 等々

関連

## 技能的側面

- ・人間の尊厳の平等性をふまえ、互いの相違を認め、受容する技能
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- ・能動的な傾聴とコミュニケーションの技能
- ・他の人と対等で豊かな関係を築ける技能
- ・人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- ・対立を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能
- ・複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能 等々

関連

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級  
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

## 2 学校教育で大切にしたいこと

「基本方針」では、「目的」を実現するため、「学校教育」の項で次のように述べています。

### 学校教育

学校教育においては、人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にしたい教育を推進する。また、人権尊重の精神を生活の中で生かせるよう、教職員の共通理解のもと、発達段階に応じ教育活動全体を通じた計画的な指導に努める。

【和歌山県人権教育基本方針】

「人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、子どもの実態を十分に把握し、一人一人を大切にしたい教育を推進する」とは、人権が尊重されているという雰囲気や状況を子どもたちが体感することによって、人権を大切にしていこうという意識が育まれることを意図しています。いじめや暴力を許さないことはもちろん、子どもたち一人一人の思いが大切にされ、多様な価値観や様々な試行錯誤が認められ、学校に来て学ぶことが楽しいという環境をつくるのが重要です。

## 構 成

本資料は次の3部構成にしています。

子どもたちの発達段階に応じ、人権教育の目的に掲げた力を身につけさせるための計画的、系統的な指導の在り方と学習活動例等を次のようにまとめました。

### 第I章 指導計画

- 1 全体計画 …………… (P10)  
考え方と作成手順
- 2 年間指導計画 …………… (P13)  
考え方と作成手順
- 3 指導計画を立てる際の参考例 …………… (P15)
- 4 取り組みの点検・評価 …………… (P21)  
評価規準の設定のポイント
- 5 人権教育をすすめるにあたって …………… (P23)  
大切にしたい視点

### 第II章 学習活動例

- 1 学習活動をすすめるために …………… (P30)  
学習活動の組み立て方、参加体験型学習の留意点、地域を題材にした教材開発などについて紹介しています。
- 2 テーマ学習編 …………… (P36)  
「ひと・まち・くらし」をテーマとして、社会と関わりながら考える学習活動を  
小学校低学年 (P38)、中学年 (P48)、高学年 (P60)、中学校 (P74)、高等学校 (P88)  
と発達段階ごとに示しています。
- 3 参考となる学習活動
  - (1) コミュニケーション編 …………… (P107)  
伝え合い、分かり合うためのコミュニケーションの能力を高める学習活動
  - (2) 違いを豊かさに編 …………… (P117)  
多様な価値観や多文化を受容する学習活動
  - (3) 人権基準を学ぶ編 …………… (P127)  
世界人権宣言や子どもの権利条約などの人権基準を学ぶ学習活動

### 第Ⅲ章 参考資料

- 和歌山県人権教育基本方針とその説明 …… (P136)
- 子どもの権利条約カード …… (P140)
- 参考文献 …… (P142)

## 留 意 点

学習プランの作成にあたっては、常に児童生徒を中心にとらえ、実態を把握した上で、発達段階に応じてどのような力をつけることに取り組めばよいかを考える必要があります。

特に盲・ろう・養護学校においては、一人一人の障害や発達等の状況に応じ、具体的な指導計画を立てることが大切です。

また、「全体計画」や「学習活動をすすめるために」においても述べていますが、人権教育の手法として、法の下での平等や個人の尊重といったことについて学ぶ「普遍的な視点からのアプローチ」と具体的な人権課題について学ぶ「個別的な視点からのアプローチ」があります。これらのアプローチはお互いに関連しあっており、2つのアプローチや内容をうまく組み合わせて人権教育をすすめることが大切です。

## 関 連 資 料

県教育委員会では、次の資料を刊行しています。県内の各学校で実践された学習活動例や学習教材等を掲載していますので、本資料とあわせてご活用ください。

資 料 名	発行年度	内 容
同和教育資料 第1集～第28集	昭和48年度 ～平成13年度	同和教育の実践事例及び参考資料
人権教育資料 第29集～第31集「明日へのとびら」	平成14年度 ～16年度	人権教育の実践事例及び参考資料
人権教育学習教材・資料集「豊かなつながりをもとめて」	平成13年度	人権教育の学習教材と活用方法及び参考資料
人権教育指導者用手引き「気づく・学ぶ・広げる人権学習」	平成15年度	人権教育の考え方と学習活動例

